

秋田市告示第222号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかった  
ので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により  
公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受ける  
べき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年8月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和5年度軽自動車税（種別割）納税通知書